

太田市一人ひとりが人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例（仮称）

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権を尊重するまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、不当な差別の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権を尊重するまちづくりを計画的に推進し、市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）、出身、疾病、障がいその他の事由を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 人権を尊重するまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であるという考えのもと、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを基本として実施されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件に関わることについて、不当な差別が行われないよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進についての理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の重要性を認識した上で、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(禁止事項)

第8条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる暴力及びハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する情報の発信に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害してはならない。

4 何人も、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する不当な差別的言動をしてはならない。

5 何人も、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

(人権教育及び人権啓発)

第9条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(基本計画)

第10条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者等の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（調査等の実施）

第11条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査、意識調査等を行うものとする。

（苦情等への対応）

第12条 市民、事業者及び教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体等と連携し、その解決に努めなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。